

第 2 章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 平成29年度の処理状況

平成29年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された3件と29年度に新たに受け付けた2件の計5件であり、うち1件が29年度中に終結し、4件が30年度に繰り越された（表9）。

表9 平成29年度に公害等調整委員会に係属した鉱業等に係る土地利用の調整関係事件一覧

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事件	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H28. 10. 27 29. 3. 30	
	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	29. 2. 20 29. 8. 24	
		29. 7. 14 (一部分離)	H29. 9. 29 却下
合 計		5 件	1 件

(2) 係属中の主な事件

ア 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長（処分庁）は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年8月5日付けで、不認可の処分を行った。

(イ) 申請の概要

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものであるとして、申請人は、平成28年10月27日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年3月30日に、三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年4月28日、参加させることを決定した。

(ウ) 手続等の概要

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審理期

日を開催するとともに、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

イ 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

山形県知事（処分庁）は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年12月20日付けで、拒否処分を行い、また、同地内における森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に基づく林地開発計画変更許可申請に対し、29年1月13日付けで、拒否処分を行った。

(イ) 申請の概要

処分庁は、岩石採取計画認可申請に当たって必要な申請書添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、添付を求めた書類の根拠となる条例は違法・無効なものであり、また、処分庁は、林地開発計画変更許可申請に当たって必要な添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、申請人は、当該書類は申請に当たって必要な添付書類には含まれないため、かかる拒否処分は違法なものであるとして、平成29年2月20日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年8月24日に、山形県遊佐町から、処分庁が岩石採取計画認可申請の拒否処分における町条例の有効性を主張する上で参加の必要があることを理由として参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年9月5日、これを承認した。

(ウ) 手続等の概要

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5回の審理期日を開催するなど手続を進めている。

また、裁定委員会は、平成29年7月14日、森林法に基づく林地開発計画変更許可申請に対する拒否処分の取消しを求める申請に係る審理手続を分離し、同年9月29日、同申請を却下するとの裁定を行い、本事件は一部終結した。

(3) 周知・広報活動の取組

リーフレット「鉱業等に関する行政処分に不服のある方へ」を作成の上、法テラス、総務省行政相談センター等に配布し、制度の周知を図った。

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

平成29年度に委員会に係属した事案は、前年度から繰り越された27件と29年度に新たに受け付けた3件の計30件である。このうち、5件が平成29年度中に処理され、残りの25件は30年度に繰り越された。平成29年度に係属した30件は、全て土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案となっている。

また、平成29年度に新たに受け付けた事案は、全て収用委員会の裁決を不服とするものである。

なお、土地収用法第 131 条第 1 項に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答事務に当たっては、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の趣旨を踏まえ、口頭で意見を述べる機会を付与する、主張書面等の提出及び提出資料の閲覧等を認める、回答の写しを審査請求人へ送付し回答の内容を公表するなど、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保に努めている。